

## スポーツにおける免責条項（一）

吉田英男

### はじめに

わが国において、スポーツは、学校の授業・課外活動から、趣味、健康管理、親睦を目的とする活動に至るまで、国民に非常に親しまれている。ところが全てのスポーツは一定の危険を内包している。例えば、水泳で溺水する、野球でボールに当たる、スキー中に転倒・衝突する、登山中に遭難する、乗馬中に馬から落ちる、など、各スポーツにはそれ固有の危険があり、恐らくは、そのスポーツの本質を変えない限りそれらの危険を除去することはできない。従って、スポーツを安心して楽しむためには、この危険の実現化をできるだけ防ぎ、現実化したときにはできるだけ損害を最小限に食い止めるなど、十分な安全確保に努めなければならない。

民法は、スポーツの参加者に、それぞれの地位に応じた安全確保の義務・責任を課し、この危険の実現化の防止と生じた損害の最小化に努めさせている。例えばツアー登山であれば、ツアー会社には安全な登山計画を策定するよう命じ、ツアーガイドには安全な指導・引率を命じ、ツアー参加客には指示に従って注意深く行動するよう命じている。そして、それらの義務を果たさない者に対しては、あるいは損害賠償義務を課し、またあるいは損害賠償請求を認めず又は賠償額を減額する。民法はこのように、各参加者の義務や責任を定めることを通じて、どの危険を誰に防止させるかの役割分担を定め、公正かつ効果的に危険の防止と損害の最小化を行おうとする。

ところが、このような民法の定める危険配分が、当事者間の合意により変更されることがある。すなわち、スポーツ関連のサービス（スポーツの指導、大会の主催、施設の利用許可など）を提供する者は、しばしば、訴訟関連のリスク（損害賠償を命じられることや訴訟を提起されること）を減少させるため、例えば会員規則に「本クラブの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については会社は一切損害賠償の責を負いません。」などと規定する条項を入れたり、又は免責文言を含む「誓約書」への署名捺印を利用者に求めたりする<sup>(1)</sup>。このように、スポーツ関連サービスの提供者が民法上負担する損害賠償義務を予め減免する約束を、本稿では「免責合意」と呼ぶことにする。この免責合意が有効に機能すれば、スポーツ関連のサービス提供者は、法的制裁を恐れることなく安全確保の努力を怠ることができるようになり、その分は利用者が自己防衛せざるをえなくなる。つまり免

責合意は、民法がサービス提供者側に配分している危険を、当事者間の合意により利用者側に転嫁する機能をもつ。

このような免責合意は有効だろうか。スポーツ法の解説書などでは、「このような合意は無効である」と説かれることが多い<sup>(2)</sup>。なるほど、消費者契約法は、事業者の損害賠償責任の全部を免除する条項、及び事業者の故意・重過失により生じた事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項は、一律に無効とし（同法8条）、事業者の軽過失により生じた損害賠償責任の一部を免除する条項も、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効としている（同法10条）。加えて、免責合意の有効性につき判示した少数の日本の裁判例は、すべてこの効力を認めていない。また、人身損害に関する免責合意は一切無効とすべしとの学説も有力に唱えられている<sup>(3)</sup>。このような現状を見る限り、スポーツ関連サービスについて提供者の損害賠償責任を予め免責することはできない、と解説することにも頷ける部分がある。

しかし、このような免責合意はほんとうに一律無効なのだろうか。有効な免責合意はありえないのか。消費者契約法10条は、信義則に反しない一部免責合意を無効とはしていないし、裁判例も当該事案の免責合意の効力を否定しただけであって一律無効が妥当と解したわけではない。人身損害に関する免責合意を一切認めない立場も、議論が積み重ねられた上で通説となったわけではない。また、アメリカにおけるこの種の免責合意は、少なからず有効と認められていることが注目される。もちろん、アメリカと日本の法理念・法文化の違いは大きいであろうが<sup>(4)</sup>、それでも、アメリカ法において有効と認められているものの中には、日本法においても有効と認められるものがあるのではないかと、とも思われるのである。

そこで私は、スポーツ関連サービスの提供に際して、提供者と利用者とはする免責合意は、どのような場合に有効となるかを検討することとした。まず本稿では、いくつかの日本の裁判例を検討し、免責合意がどのような場面で利用され、裁判所がそれをどのように判断しているのかを知ることで、有効な免責合意がありうるのかの手かかりを得たいと思う。

## I 裁判例の検討

### 1 裁判例の紹介の趣旨

前述したように、全てのスポーツには必ずそれ固有の危険があり、多くの国民が安心してスポーツ活動を楽しむためには、その危険を効果的に防止することが必要である。民法は、債務不履行制度や不法行為制度を通じて、スポーツの参加者にそれぞれが危険防止のためになすべきことを命じているのだが、免責合意は、当事者の合意によって各自の役割分担を変更するという側面を有している。

本章では、スポーツ関連サービスの提供に際して提供者と利用者とはする免責合意に関す

る裁判例を検証したいと思う。ここで注目したいのは、第一に、各スポーツにはいかなる危険が存在し、民法は誰にどのような危険防止措置を要求しているかである。第二に、当事者がいかなる方法で、いかなる内容の免責合意をしたのか（又はするつもりであったのか）である。つまり、危険防止の役割をどう変更しようとしたのか、である。第三に、その試みを裁判所がどのように評価し、どのような理論で有効又は無効としたか、である。

そのような着眼点から、本章では、いくつかの裁判例を、①事件の概要、②危険と注意義務の内容、③免責合意の内容と方法、④免責合意に関する判旨、の順に見ていくことにする。

## 2 裁判例

スポーツ関連のサービス提供の法律関係に関して、免責合意が問題となった裁判例はわずかしかない。

(1) 富山地判平成6・10・6判時1544号104頁

### (a) 事案の概要

スポーツクラブのプールで溺死した会員の親がクラブを訴えた事件である。被害者A(29歳、男)は、スポーツ施設運営者Yの会員であるが、1992年5月10日、プールをひとりで遊泳していたところ、15時頃、プールに沈んでいるのを水質検査に来た従業員に発見され、16時10分頃、病院で死亡した。Aの父Xが、Yに対して、債務不履行(民法415条)、不法行為(民法709条)、及び使用者責任(民法715条)に基づいて、損害賠償を請求した。裁判所は、Yが蘇生法を習得した常時監視員を配置していなかったことは安全配慮義務違反にあたる上、免責条項の効力も否定し、Yに損害賠償を命じた。

### (b) 危険と注意義務の内容

水泳は、スポーツ事故全体の中では、事故の発生割合が低く比較的 안전한スポーツといえるが、その反面、裁判例の中では最多であり、そのほとんどが死亡や重篤な障害が生じたものである。これらのことから、水泳は、事故発生率は低い、発生した場合には重大な事態につながりやすいスポーツである、ということができよう<sup>(5)</sup>。

水泳というスポーツに固有の危険について、本件判決は、「水泳は、その場所がプールであると否とを問わず、また、水泳者が大人か子供か、健常者であるか否かを問わず、身体の大半を体温より温度の低い状態かつ水中に置いて、高い抵抗を受けつつ身体的運動を行うという、日常生活とは異なる条件下の活動であって、その水中という状態は、呼吸運動の維持にとって一定の困難をもたらすものであり、水を誤吸引或いは誤飲するという事態も生じる場所である。……そして、一旦溺れた場合は、他人の救助がなければ、溺水死その他生命・身体に重大な影響を受けるおそれが相当高いものである。」と説明している。

水泳者は、そのような危険に対応しなければならないが、会員制プールで水泳をするときは、施設管理は専らクラブ側が行い、また会員はクラブの定める利用資格や利用方法に従って利用せざるを得ないから、それらの安全性については、専らクラブ側の努力に頼らざるを得ない。また、水泳者が溺水した場合、自助努力で岸に上がったり蘇生したりするのは困難であるから、他人の援助を求めざるを得ない。これらのことから、クラブは「本件契約上の義務として、右施設内において……会員の生命・身体を保護するための万全の配慮をして施設を利用させ」なければならない<sup>(6)</sup>。そして実際に溺水した場合、被害者は呼吸停止後4分から6分で脳に不可逆的な損傷を受けるため、その時間内に心肺蘇生法を実施できるよう、クラブ側はプール内で異常が生じた場合には直ちに発見し、心肺蘇生法を実施できる態勢を整える必要がある<sup>(7)</sup>。

他方で、被害者たる水泳者も、クラブの定めたルールに従い、体調管理に努め、危険な行為をしないなどの、自己防衛に努める必要がある。例えば、利用時間外に利用していたとか（過失相殺9割）、好奇心で排水溝に足を入れたとか（過失相殺7割）、自己防衛を大きく怠った場合には、厳しい判断が下っている。また、被害者の身体的素因を理由に民法722条2項を類推適用した事例もある<sup>(8)</sup>。

#### （c）免責合意の内容と方法

スポーツクラブの中には、会員規則の中に免責条項を入れ、会員契約時に会員規則の遵守を約束させる方法で、免責合意をしようとするものが少なくない（本件でもそうであった）。

被告クラブの会員規約20条は、「会員は施設の利用が自己の責任と危険負担において行われることを明確に承認の上、営業中の事故その他施設利用に際しての事故について、被告は一切の賠償責任を負わないことを特に会員と被告との間で確認する。但し、被告に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。」と規定していた。件被害者Aは、被告スポーツクラブに入会する際に、同クラブが予め用意した「入会申込書」に必要事項を記入してクラブに提出していたが、その申込み書には「規約を承認の上……規約を遵守することを誓約します。」と印刷された「誓約書」欄があり、Aはそこに署名捺印していた。なお、申込書と同じ用紙の半面には会員規約が印刷されており、申込書提出の際には規約部分だけ切り取って会員に交付できるようになっていて、Aも規約部分を渡されていた。

#### （d）免責合意に関する判旨

##### 「六 免責条項の主張について

1・2 ……（省略：上記(c)で説明した内容）……

3 しかし、右1及び2の事実のみでは、亡Aが本件免責条項の内容を認識・了解し、これに合意したものと認めるのは困難であり、他に、亡Aが本件免責条項に合意したものと認めるに足りる証拠はない。

4 のみならず、仮に、亡Aと被告間で本件免責条項の合意が成立したものと認めることができるとしても、先に認定判断した本件契約の内容、本件契約に基づく施設利用の実情等に照らすと、本件免責条項が、被告に本件契約上の債務不履行がありその結果会員の生命・身体に重大な侵害が生じた場合においても、被告が損害賠償責任を負わない旨の内容を有するものであるとすれば、右規約はその限りにおいて、公序良俗に反し、無効といわなければならない。」

（e）小評

本判決は、被害者が免責条項の内容を認識・了解しない限り免責合意は成立しないとした。また傍論において、仮に成立したと解しても、施設利用の実情に照らして、責任の全部免除を認めるような免責条項は公序良俗違反により無効であるとした。

（2）浦和地判平成10・9・25判時1673号119頁

（a）事案の概要

自動車競技の練習中に自動車事故で死亡した被害者の両親が、運転手及び競技場の運営者を訴えた事件である。被告Y1（20歳、女。事故までにコースを3、4回ほど運転した程度の初心者）は、1993年5月27日、練習会に参加した際、被害者A（28歳、男。数年程度の経験者）を助手席に乗せて走ることとなった。Aは、事故当日、車両整備のため来場したのに整備車両もなく暇だったため、誰かの車の隣に乗ることを希望し、順番の早かったY1の車両に同乗することになったのである。その後、Y1は運転中に運転方法を誤りコースの防護柵に衝突し、助手席にいたAは死亡した。そこでAの両親が、Y1に対しては不法行為に基づいて、競技場の経営者であるY2に対して工作物責任（民法717条）・不法行為・債務不履行に基づいて、損害賠償を請求した。裁判所は、Y1の注意義務違反、競技場の瑕疵、Y2の注意義務違反をすべて否定し、原告の請求を全て棄却した（従って、後述の免責合意の有効性に関する判示部分は傍論である。）。

（b）危険と注意義務の内容

ダートトライアルとは、荒地など未舗装のコースを自動車ですべてタイムを競う競技である<sup>(9)</sup>。ダートトライアルの競技場は、一般公道の規制が及ばない、起伏が大きく、カーブも多い未舗装の道路よりなるものであり、ダートトライアルは、そのような道路をできるだけ早い時間でコースを走行することを競う競技である。従って、競技に参加する車両の運転者は、自己の実力の限界に挑み、時には自己の実力を超える運転も行いかねないのであって、そのために車両がコースを逸脱したり、防護柵等へ衝突したり、転倒したりする事故は少なからず発生する。実際、1回の競技会（100台程度の参加）で2、3台の転倒が起こることも珍しいことではなく、練習会（20～30台の走行）でも5回に1回程度の割合で転倒等の事故が見られる<sup>(10)</sup>。

競技者としては転倒、衝突、コース逸脱による死傷を回避する必要があるが、ここでもやはり、競技者の安全確保は主催者や競技場運営者の提供する競技環境に大きく依存せざるをえない。まずコースの設定や利用規則の策定は、専ら主催者・競技場運営者側の決定することで、競技者の安全確保はそれらの努力に頼らざるを得ない。また事故が発生したときには、競技者が自力で危機を脱却できないことも多く、そのようなときにはやはり主催者・競技場運営者の助力を求めるほかにない。

本件判決によれば、本件競技場経営者は、JAF（一般社団法人日本自動車連盟）の定める安全基準を守っていた。具体的には、例えば、車両が走路を逸脱しても重大な危険を招かないようコースを設定し、セフティーゾーン又はガードレール、その他の防護壁等の設備をコースに整え、観客に対する安全基準を備え、消火体制や救急施設等を整えるなどしていた。また本件競技場では、本件競技場での走行が5回未満の利用者には走行や転倒の際の注意事項が記載された走行規約書が渡され、車両のスタートは一定の間隔をあけて車両同士の衝突が生じないように行われていた。また、本件競技場には四輪駆動の救急用の車両やクレーントラック等が常備されているとともに、消火器を積んだ車両が用意され、コース内の三ヶ所に設けられたポストには消火器が設置されている等、被告Y2の従業員が車両の転倒や火災に備える態勢もとられ、救急病院の指定もされていた。本件の競技場では、転倒等の事態は見られたが、オープンしてから現在まで（年間利用者は4000人前後）、競技中や練習中において、死亡事故はもちろん、怪我をして救急車両を呼ぶような事故も発生したことがなかった<sup>(11)</sup>。

またJAFの安全基準では、車両については、ロールバー（車両が衝突又は転覆した場合に室内の大きな変形を防止するためのもの）の取付けが許容され（本件事故当時。その後、1994年から義務化される。）、服装については、基準を充たすヘルメットの着用が義務付けられ、レーシングスーツ、シューズ、グローブの着用が望ましいとされており、本件事故車両にはロールバーが付けられていたし、Y1とAもこの基準を充たす服装をしていた。

#### （c）免責合意の内容と方法

Aは、事故当日の練習会に参加する前に、死亡等の事故についてはあくまでも自己の責任でY2は責任を負わない旨の「走行に関する誓約書」を、必要事項を記載した上で提出していた。

#### （d）免責合意に関する判旨

「なお、被告会社は、前記前提事実のとおり、『走行に関する誓約書』を利用者に提出させており、本件事故当日においても、被告Y1及びAは右誓約書を被告会社に提出していたが、右誓約書により、被告会社が、ダートトライアルの実施に伴い通常予想される事故の発生をも防止することのできない設備しか備えていない場合においてまでその責任を免れると解することはできない。」。

#### （e）小評

理論構成ははっきりしないが、安全確保のための措置を怠った場合には、免責の効力は認められないとした。傍論であるため、理論構成については態度を留保したものと解される。

（3）東京地判平成 15・10・29 判時 1843 号 8 頁

（a）事案の概要

自動車レース前の予備走行で多重事故が発生し、その事故で重傷を負ったレーサーが、レースの主催者等を提訴した事件である。原告 X（40 歳、男）は、プロのレーサーとして、富士スピードウェイで開催された自動車レースに出場した。スタート前の予備走行（フォーメーションラップ）が行われたが<sup>(12)</sup>、当時は雨天で視界不良であったため、通常であれば時速 60km くらいでゆっくりと先導するところ、当日の先導車（セーフティーカー）は時速 150km まで加速した後、コーナー手前で急に減速したため、数台の車両が衝突事故を起こした。それにより X の運転する車両は炎上し、X は重傷を負った。X は、本件損害は被告らの注意義務違反により発生し、被告らの注意義務違反とレース場の瑕疵により拡大したと主張し、競技長 Y1 に対しては不法行為に基づき、主催者兼レース場占有者である Y2（富士スピードウェイ株式会社。レース場所有者でもある。）、Y3（ビクトリーサークルクラブ）、及び Y4（FISCO クラブ）、主催者兼プロモーター兼レース場占有者である Y5（株式会社テレビ東京）、及びプロモーターである Y6（株式会社日本モーターレーシングセンター）に対しては債務不履行及び工作物責任に基づき、競技の公認機関である Y7（JAF）に対しては債務不履行に基づき、損害賠償を請求した。裁判所は、Y7 を除く全ての被告につき安全確保義務の違反を認め、また救助態勢の不備を理由にレース場の瑕疵を認め、Y1～Y6 に損害賠償を命じた。但し X も、前方の減速車両に対応することが困難となることが予測されるのに、視界不良の状況で事故直前に時速 200km 程度で走行しており、X にも事故発生につき相当程度の過失があったとして、4 割を減額した。

（b）危険と注意義務の内容

自動車競技は、その性質上、衝突事故と火災事故の危険を常に伴う。従って、衝突事故や火災事故をできるだけ防止し、また事故が起きたときには、できるだけ迅速に火災を消化し、負傷者を救護しなければならない。ドライバーが無謀な運転をしないことは当然であるが、それだけでは効果的に危険に対応できないので、主催者や施設の所有者側が、事故防止のための適切な大会運営、消火救護のための適切な設備と人材の配置、事故が起きたときの適切な消火救護の実施により、ドライバーが安全に競技することができるよう配慮しなければならない。

そのような義務のひとつとして、例えば、レースの競技長は、「競技車両を所定の順序でスタートラインに進行させ、それを出走させる任務を負」う者であるが、「競技車両が安全に走行できるよう、天候や路面状況及び競技車両の速度を含む走行状況を的確に把握し、状

況に応じて先導車の走行方法及び速度等を適切に指示し、競技車両に危険を生じさせないように先導車を走行させる義務を負う」<sup>(13)</sup>。

レース場には火災事故がつきものであるから、「事故の際、迅速に被害者を救助できるだけの設備を備える必要があるが、消火救護設備は、設備のみで被害者を救助できるものではなく、人の手で運営・使用されて効果を生じるものであるから、本件レース場が、レース場として通常有すべき安全性を有していたというためには、消火救護設備を適切に活用する人員が配置されていなければならない」。ドライバーは火災によって 30 秒程度で窒息死する危険が高いとされるから、主催者側としては、火災発生から 30 秒以内に消火救助できる態勢を整えなければならない<sup>(14)</sup>。本件レース場（全長 4470m）には、緊急車両として、救急車 3 台、消火者 5 台、破壊工作車 1 台、クレーン付レッカー車 4 台、牽引車 3 台が配置されていたほか、コースアウト側外壁に 65 本、コースイン側外壁に 47 本の手動消火器が設置され、13ヶ所のオブザベーション・ポストに詰めている競技委員が事故の際に事故現場に駆けつけて消火することになっていた。原告の車両が炎上停止した場所は 1 番ポストから 2 番ポストに向けて 160m ほどの位地であり（1 番ポストと 2 番ポストの距離は 370m である）、競技委員が消火器（5～10kg）を持って進める距離は 30 秒間に 60～70m 程度であるから、当然 30 秒以内に駆けつけることは無理であった。実際、まず駆けつけて消火活動をしたのは他のレーサーであり（事故発生から 48 秒後。58 秒後には鎮火）、その後レスキューカーが到着したのは事故発生後 73 秒後であった。

#### （c）免責合意の内容と方法

JAF の公認する自動車レースは、同団体の定める「国内競技規則」に基づいて行われる。同規則 3-5 条 4 項は、「競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について、本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任をも追及しないこと。」と規定し、規則 4-15 条は「競技会の参加者及び運転者、同乗者およびピット要員は、それぞれ競技参加にあたり、次の誓約文に署名しなければならない。『私達は、本シリーズ、各大会特別規則並びに国際スポーツ法典、同付則及び国内競技規則の規定に同意いたします。競技参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他の事故で私たち参加者およびドライバー・ピット要員および車両等の受けた損害について、決して主催者及び競技役員・雇用者（コース所有者を含む）・他の競技者（エントラント・ドライバー・ピット要員等）、ならびに GT アソシエーションに対して非難したり責任を追及したり、また損害の賠償を要求したりしないことを誓約いたします。このことは事故が主催者または大会関係役員の手違いになどに起因した場合であっても変わりありません。』」と規定していた<sup>(15)</sup>。

各レーサーは、同誓約書を提出しない限り、ドライバーとして競技会に参加できなかった



ため、被害者Xも、レースに先だつて、一九九八年度全日本GT選手権シリーズ参加誓約書と題する書面に署名・捺印し、大会組織委員会に提出していた。

（d）免責合意に関する判旨

「七 誓約書の効力について

…… しかし、主催者らは、自動車レースによって経済的な利益を取得しながら、一方でレースに参加するドライバーに対し、上記内容の誓約書の差入れを義務付けているのであって、自動車レースはドライバーがいなくては興行として成立しない以上、同誓約書の効力を文字どおり認めた場合には、主催者は、ドライバーの安全への配慮を故意又は過失によって怠り、その結果、重大な結果を伴う事故が生じた場合でも、経済的利益は取得しつつ、一切責任を負わないという結果を容認することになり、これが著しく不当、不公平であることは明らかである。このように、自動車レースに参加するために提出を義務付けられ、これを提出しない限り自動車レースに参加できないという性質の本件誓約書は、主催者らが参加者を本件誓約書の提出、不提出によってレースへの参加を選別できるという意味において、レース参加希望者のレース参加の自由を不当に制約し、主催者らの一方的優位を背景にレース参加希望者に提出を義務付けた文書というべきであるから、本件誓約書のうち、主催者らの故意・過失にかかわらず損害賠償を請求できないとの部分は、レース参加希望者に一方的に不利益を課すものであり、社会的相当性を欠き公序良俗に反し無効というべきである。

被告らは、本件誓約書に関連して、レース参加者の自己責任を強調し、原告らは本訴請求にかかる実体法上の請求権を事前に放棄したなどと主張する。もとより自動車レースは、参加するドライバーの生命、身体に対する危険を伴うことは自明の事柄であるから、同誓約書を提出して参加するドライバーは、かかる危険自体は承知していると判断すべきである。しかし、かかる危険を承知で上記誓約書を提出してレースに参加するドライバーは、主催者らのコース設定、先導車による適切な先導及び適時適切な消火救護等に対する信頼を前提に、主催者らの無過失・不可抗力による事故の発生について自己責任を認識しているにすぎないというべきであつて、これを超えて、主催者ら競技関係者の故意・過失に基づいて発生した事故についてまで、レースに参加するドライバーにおいて、損害賠償請求権を放棄する意思を有しているとみなし、その放棄の効力をそのまま認めることが相当でないことは、上記判示のとおりであるから、被告らの自己責任の主張は、その限度で失当である。」

（d）小評

本判決は、主催者の故意・過失にかかわらず損害賠償を請求できないとする規則を定め、その遵守を参加者希望者全員に同意させることは、参加希望者に一方的に不利益を課すものであつて公序良俗に反し無効とした。すなわち、①まず損害の公平な負担という観点から、本件内容の免責合意を許すと、主催者側は利益だけは得るが、損失は免れるという結果とな

るから、著しく不当、不公正である、②そのような不合理な免責合意を主催者側の立場から参加希望者に押しつけていた、という点において、公序良俗違反と評価したものである。

(4) 東京地判平成 13・6・20 判タ 1074 号 219 頁

(a) 事案の概要

スクューバダイビングの講習中に海で溺水して重傷を負った被害者が、ダイビングクラブとインストラクターを訴えた事件である。原告 X (18 歳、女) は、1997 年 8 月 2 日、他の受講生 5 人 (全員がダイビング初体験) とともにプール実習と海洋実習を受講した。海洋実習を始める前、インストラクター Y2 は、シュノーケルをつけたまま海岸から約 40m 沖の地点 (水深約 4.5m) まで泳いでいくように受講生らに指示し、約 5 秒から 7 秒に一回ふりかえりながら受講生らを確認しつつ、目的地点まで誘導していたが、迷子の受講生を連れ戻している間に、X を見失ってしまった (当時の海水の透明度は 2m であった。)。そのころ X は、外れたフィンを再装着しようと苦戦するうちシュノーケルに水が入り、パニック状態になって溺れ、水中に沈んでいるところを部外者に救助されていた。X は一命を取り留めたが、低酸素症による重度の障害が残った。X は、Y1 に対しては不法行為に基づき、Y2 に対しては債務不履行及び使用者責任に基づいて、損害賠償を請求した。裁判所は、Y2 の注意義務違反を認めた上で、請求を認容した。

(b) 危険と注意義務の内容

スクューバダイビングにおける固有の危険について、本件判決は、「スクューバダイビングは、人が呼吸することのできない水中において、空気を補給する装置を利用して自由に遊泳等をするスポーツであるが、行動、交信あるいは呼吸等の点において、極めて強い制約を受ける水中下のスポーツであることから、一つ間違えば、直ちに生命の危機に関わる事態になる可能性が高い上、初心者や未経験者においては、講師の適切な指示等がなければ、安全な遊泳をすることが困難であるばかりでなく、異常な事態が発生した場合にはこれに即応して適切な措置をとることができない可能性も高い」と説明する。水中で呼吸できない人間が水中に潜ること自体危険であるが、タンクなどの用具を適切に使用し、水温・水圧・潮流などの自然環境に適切に対応しなければならず、これに失敗すると重大な結果を招く点で、水泳よりも危険性が高いスポーツといえる。ダイビング事故の特徴としては、①事故者数自体はそれほど多くはないものの、事故時の死亡率は高い、②溺水や漂流を原因とする事故が多い、③使用タンク数 10 本以下の初心者に事故 (特に死亡事故) が集中している、ことが挙げられる<sup>(16)</sup>。用具の使用や自然への対応に慣れていない初心者には、自己防衛はかなり困難ということを示していると思われる。

そのような事情から、初心者に水中での講習会を行うインストラクターには、「このよう

な危険性を踏まえ、極めて高度の注意義務が課されるものというべきであり、具体的には、スキューバダイビング講習会の受講生の動静を常に注視し、受講生に異常が生じた場合には直ちに適切な措置や救護をすべき義務を負う」とされる<sup>(17)</sup>。また講習会の主催者は、参加者の安全を確保するために、施設、機材等の整備点検、従業員の配置と教育、実際のダイビングに際しての安全指導等の、具体的措置を講じる義務がある<sup>(18)</sup>。

### （c）免責合意の内容と方法

受講生は、スクーバダイビングの契約をする際、消費者は免責同意書（「危険の告知書」と称されることもある）に署名させられることが多い<sup>(19)</sup>。本件で用いられたPADIの免責同意書には、「私は、このコースに参加した結果として、コースの参加に関連して私自身に生ずる可能性のある傷害その他の損害の全てについて、私自身が責任を負うものであり、潜水地の近くに再生チャンパーがない場合もあることを了承した上で、コースを実施することを希望します。」「私はこのダイビングコースに関連して、私、または私の家族、相続人、あるいは受遺者に傷害、死亡、その他の損害が結果として生じた場合であっても」インストラクター、ダイビングストア及びPADIが、「いかなる結果に関しても責任を負わないことに同意し、また、このコースへの参加が許可されたことを考慮して、このコースに生徒として参加している間に私に生ずる可能性のある、いかなる傷害その他の損害についても、予測可能な損害であるか否かにかかわらず、その責任の全てを私が個人的に負うことに同意します。また、上記の個人・団体及びこのプログラムが、私あるいは私の家族、相続人、受遺者その他の利害関係人から、このコースへの私の参加を原因とするいかなる告発も受けないようにすることに同意します。」「この文書は、発生しうる個人的傷害、財産の損害、あるいは過失によって生じた事故による死亡を含むあらゆる損害賠償責任から」インストラクター、ストア及びPADIを「免除し、請求権を放棄することを目的とした」原告の「意思に基づくものです。」との記載があった。

### （d）免責合意に関する判旨

#### 「3 免責条項の有効性

（1） ……（省略：上記(c)で説明した内容） ……

（2） …… しかしながら、前記のとおりスキューバダイビングは、一つ間違えば直ちに生命に関わる危険のあるスポーツであり、水中で行われる講習においてもこれと同様の危険があることは容易に理解できるところである。しかも、講習会の講師はスキューバダイビングの知識と経験を有しているのに対し、受講生はそのような知識や経験に乏しいのが通例であるから、そのような危険なスポーツに関し、対価を得て講習会を開催する場合、専門的な知識と経験を有する講師において受講生の安全を確保すべきは当然の要請であるといわなければならない。このような観点からすれば、人間の生命・身体のような極めて重大な法益

に関し、免責同意者が被免責者に対する一切の責任追及を予め放棄するという内容の前記免責条項は、被告らに一方的に有利なもので、原告と被告会社との契約の性質をもってこれを正当視できるものではなく、社会通念上もその合理性を到底認め難いものであるから、人間の生命・身体に対する危害の発生について、免責同意者が被免責者の故意、過失に関わりなく一切の請求権を予め放棄するという内容の免責条項は、少なくともその限度で公序良俗に反し、無効であるといわざるを得ない。」

被告らは、本件免責合意も軽過失責任の免除の限度では有効と主張するが、被告 Y2 の注視義務の怠りは重過失と評価できるので、どちらにせよ、被告らは責任を免れることはできない。

#### (e) 小評

スクーバダイビングは一つ間違えば直ちに生命に関わる危険のあるスポーツであり、未経験者・初心者ほとんど身を守る方法をもたないから、専門的な知識と経験を有するインストラクターが受講生の安全を確保すべきは当然の要請であるが、その責任を、予め、主催者側に故意や重過失がある場合も含めて、一切の責任を一方的に免除する行為は、「社会通念上もその合理性を到底認め難い」ものであるから、公序良俗に反し、無効であるとしたものである。合意内容に著しい不合理性があるゆえに無効とされたものである。もっとも、インストラクターに軽過失しかない場合にこの免責合意が無効となるかどうかについては、態度を留保している<sup>(20)</sup>。

#### (5) 大阪地判平成 12・12・14 判例集未登載 (平成 10 (ワ) 9173)<sup>(21)</sup>

##### (a) 事案の概要

ダイビング中に海で溺死した参加者の親が、インストラクターを訴えた事件である。事実は詳らかではない。被害者 A (25 歳、男。タンク 5 本の初心者) は、被告 Y の主催するダイビングツアーに参加した。その際、参加者は 8 人で、10 本以下の初心者が 5 人であった。A は、8 本の参加者とバディを組むよう指示された。A は、エントリーから海底の集合場所に向かって潜航するまでの間に異常を生じ、結果として溺死した。そこで A の両親が Y に対して、債務不履行又は不法行為に基づいて損害賠償を請求した。大阪地裁は、被告の監視義務違反を認め、かつ免責合意を無効とし、被告に損害賠償を命じた。なお大阪地裁は、被害者側にも潜降方法に誤りがあったとして、3 割を減額した。控訴審の大阪高裁は、注意義務違反を認め、免責合意の効力については原審の判断をそのまま引用したが、過失相殺の割合を変更し、6 割減額とした。

##### (b) 危険と注意義務の内容

上記 (4) の事例とほぼ同じなので省略する。

##### (c) 免責合意の内容と方法

本件において被害者は、被告インストラクターの企画したダイビングツアーの申込みに際して、「一 私に傷害、死亡、その他の事故が発生した場合にも、私自身、私の家族、後継者、その他の関係者に対する責任は発生しない事に同意する。二 予想されると否とにかかわらず、ツアーに関して起りうる全リスクは私個人に帰属されるものであり、上記ツアーに私が参加することによって、私自身、私の家族、相続財団、相続人、その他の関係者は何等異議を有せず、請求権を有しない事を確認する。」など記載された免責文言のある申込書に署名していた。

（d）免責合意に関する判旨

②免責の合意の成否及び効力（争点二）について 「本件申込書に右のような記載があるからといって、被告主張のような免責の合意が成立したと認めることはできないし、仮に右合意が成立したとしても、ダイビングツアーの一般的な危険性や本件ツアーの参加者の身に技術、経験の十分でない者も相当含まれていることに照らすと、身体及び生命に侵害が生じた場合にまで被告の責任を免除することを内容とする合意は、公序良俗に反し、無効であるというべきである。」。

（e）小評

免責合意の成立を否定した判決である。また傍論において、初心者を対象者とするダイビングツアーにおいて人身損害の損害についても責任を免除する合意は、公序良俗に反するとした。前掲（4）東京地判平成13・6・20と異なり、過失の軽重を問題としてはいないようである。

（6）札幌地判平成27・3・26 裁判所HP（第一審）・札幌高判平成28・5・20 裁判所HP（控訴審）

（a）事案の概要

スタンドで野球を観戦していた観客が、ファウルボールに当たり失明したため、球団、球場の指定管理者、及び所有者（市）を提訴した。被告Y1（株式会社北海道日本ハムファイターズ）は、札幌ドームで行われる同球団のプロ野球試合に小学生を招待する企画を実施し、X（31歳、女）の長男（10歳）、長女（7歳）が通う小学校においても、その保護者に対して同企画を案内する文書が配布された。同企画は保護者同伴とされており、長男と長女が観戦を希望したため、Xは、野球に関する知識も関心もなかったが、家族そろって観戦することにし、Xは夫が選択した1塁側内野席18通路10列30番で試合を観戦していた。午後3時53分頃、Xは、次男（4歳）の様子を伺おうと下を向き、顔を上げた瞬間にファウルボールにぶつかり、眼球破裂等の傷害を受けた。そこでXは、試合の主催者であるY1に対して工作物責任、不法行為、及び務不履行責任に基づき、野球場の指定管理者であるY2（株式会社札幌ドーム）に対しては工作物責任及び不法行為に基づき、野球場の所有者であるY3（札幌市）に対しては営造物責任（国賠法2条1項）に基づき、損害賠償を請求した。札幌地裁

は、野球場に瑕疵があるとし、被告らの工作物責任を認め、損害賠償の支払を命じた。札幌高裁は、野球場の瑕疵は認めなかったが、招待客の保護者に対する Y1 の安全配慮義務違反は認め、Y1 に損害賠償を命じた。なお、札幌地裁は、被害者には常に打球を注視する義務はないし、注視していたとしても回避できたとはいえないとして過失相殺を否定したが、札幌高裁は、X は危険性の高い座席を選択し、かつボールの行方を見ていなかった点を考慮し、被害者側（X の夫を含む）にも過失があったとして、過失相殺により 2 割を減額した。

（b）危険と注意義務の内容

プロ野球の試合では、敵に捕球されないエリアに打ち返そうとする打者と、それをさせまいとする投手とがせめぎあうため、意図せず打ち返したボールが観客席に飛ぶことは避けられない（1 試合に 20 球ほど飛来することがある。）。硬式球が観客に衝突すれば、重大な死傷事故が発生する危険がある。実際にプロ野球の球場では、観客にファウルボールが衝突する事故が少なからず発生しており、当たった観客が救急車で搬送されたり、骨折等の比較的重い結果が生じるケースも、多くはないものの、毎年数件はある<sup>(22)</sup>。

そのような危険に対応するため、まず原則として、「プロ野球の球場の所有者ないし管理者は、ファウルボール等の飛来により観客に生じ得る危険を防止するため、その危険の程度等に応じて、グラウンドと観客席との間にフェンスや防球ネット等の安全設備を設けるなど」、一定の安全対策を講じる義務又は必要がある<sup>(23)</sup>。ただ実際に、球場側がどれだけの安全対策をとればよいかは明確ではなく、本件においても札幌地裁と札幌高裁の間で理解に相違がある。この相違は、観客の安全確保を優先課題とすべきか（「安全優先型」と呼ぶ）、あるいは観客の安全確保と臨場感の演出との妥当な均衡が必要であるとすべきか（「安全・臨場感均衡型」と呼ぶ）、という理解の違いによるものと思われる<sup>(24)</sup>。安全優先型は、札幌地裁のとする立場であり、野球場は、多種多様な来場者（知識や興味をもたない人、身体能力の衰えた老人、幼児を同伴する親なども含めて）が安心して観戦できる場所であるべきと考える。そして、観客側に要求される自己防衛は、注意を促されたときにボールの行方を確認して回避行動をとることだけである、とする。それでは回避できないであろうエリアについては、球場側がフェンス等の安全設備を設けなければならない、と考える。安全・臨場感均衡型は、札幌高裁のとする立場であり、野球観戦では、メディア等を通じてでは味わえない臨場感の存在が重要であって、観客の安全確保と臨場感の存在との妥当な調和が必要であると考える。臨場感を演出すべくフェンス等の設置を徹底しない結果、それが無い場所ではファウルボールが飛び込むことになる。しかし、観客はそれを知りながら来場しているのだから、フェンス等がないエリアの座席を選択することは、危険の引受け（その危険により生じた損害については自己責任とすること）をしたものとみることができる。そのため球場側は、そのエリアの観客はボールの行方を注視して回避行動をとることを期待でき、そのような自己

防衛が不可能なエリア（ホームベース後方の座席など）や自己防衛を望まない観客がいるエリアについてだけ、フェンス等の安全施設の設置をすれば、十分な安全対策をしたことになる。このように、安全優先型では、観客が自己防衛すべき範囲は狭く、球場側がなすべき安全確保の範囲が広い。反対に、安全・臨場感均衡型では、観客が自己防衛すべき範囲が広く、球場側がなすべき安全確保の範囲が狭い<sup>(25)</sup>。

なお被告球団は、フェンスや防球ネット等を設けることの他に、ファウルボールが観客に当たることを防ぐための安全対策として、①試合観戦約款による警告、②観戦チケット裏面の記載による警告、③大型ビジョンの映像による注意喚起、④場内アナウンスによる注意喚起、⑤警笛による警告などもしている。

#### （c）免責合意の内容と方法

日本ハムファイターズを含むプロ野球 12 球団は、試合観戦契約約款を策定している。同約款 13 条によれば、主催者及び球場管理者は、ファウルボールによる観客の負傷については、主催者側の帰責事由がない限り損害賠償責任を負わず（同条 1 項）、主催者側に帰責事由がある場合には、損害賠償責任を負うが、その賠償範囲は、主催者側に故意・重過失がない限り、治療費等の直接損害に限定され、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれない（2 項）、とされていた。また、ボール等の行方を常に注視して自己防衛する注意義務が観客に課されていた（3 項）<sup>(26)</sup>。

#### （d）免責合意に関する判旨

札幌地裁 「5 争点 6（被告ファイターズにつき、免責条項の適用があるか）について  
（1）……（省略：上記(c)で説明した内容）……

（2）…… 同条 1 項は、6 号で、『前各号に定めるほか、試合観戦に際して、球場及びその管理区域内で発生した損害』としているなど、ファウルボールに限らず、一般的に主催者や球場管理者の損害賠償責任の相当部分を免除するというもので、信義に反するものであり、観戦者の利益を一方的に害するものであるから、それ自体無効というべきである。また、以上の認定判断のとおり、本件ドームには工作物責任上の瑕疵があったものと認められ、他方、原告には過失があったとは認められないのであって、上記瑕疵によって原告はその身体に重大な後遺障害を負ったのであるから、被告ファイターズが、本件契約約款 13 条 2 項を援用して原告に対する賠償の範囲を治療費等の直接損害に限定することは、権利の濫用に当たり許されないというべきである。」

札幌高裁 「8 争点 7（免責条項適用の有無）について

（1）……（省略：上記(c)で説明した内容）……

（2）しかしながら、以下のとおり、本件において上記合意が成立したとは認められない。  
前記認定の各事実、証拠（甲 2、乙イ 2、原審における被控訴人本人）及び弁論の全趣旨

によれば、本件契約約款は、日本プロフェッショナル野球組織、セントラル野球連盟、パシフィック野球連盟及び連盟を構成する 12 球団によって平成 17 年に設けられたものであるが、内容的には観客の観戦マナーに重点があったこと、本件当時、本件契約約款については、入場者であれば誰でもその内容を印刷した資料を手にすることができる状態にはあったものの、試合観戦チケットの購入や本件ドームへの入場等の際し、担当者らが被控訴人に対して本件契約約款の内容等を説明した上で、それについての実質的な同意を得るなどの対応は一切とられていなかったこと、控訴人ファイターズ等のホームページには本件契約約款の内容が掲載されていたものの、利用者が検索すれば表示できるというだけであった上、本件企画に係る案内状の送付又は試合観戦チケット購入の際に、本件契約約款の内容を閲覧することが試合観戦の前提条件である旨が告知されていたわけでもなかったこと、被控訴人が購入した試合観戦チケットについても、裏面に小さな文字で記載された注意事項の中に、観戦マナーに関連して引用されていただけであり、現実にも被控訴人は本件契約約款（特に本件免責条項）の存在及び内容を了知していなかったことが認められる。

各球団において多数の観客との間のチケット購入契約を大量にかつ平等に処理するためのものとして、本件契約約款の有用性は否定できないが、本件のような具体的な法的紛争において上記のような免責条項による法的効果を主張するためには、観客である被控訴人において、当該条項を現実に了解しているか、仮に具体的な了解はないとしても、了解があったものと推定すべき具体的な状況があったことが必要であるところ、本件においてはかかる状況は認められない。

したがって、本件において上記（1）の合意が成立したとは認められない。

（3）仮に上記合意が成立したとしても、本件免責条項 1 項但書は、主催者の責めに帰すべき事由による場合は同項による免責の対象とならない旨を定めているところ、本件において、主催者たる控訴人ファイターズに責めに帰すべき事由があり、被控訴人に対して債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償責任を負うことは、上記 5 で説示したとおりであるから、本件免責条項 1 項による免責の対象とはならない。

（4）また、本件免責条項 2 項は、1 項但書により主催者が免責されない場合の損害賠償の範囲について、主催者等の故意又は重過失に起因する損害以外は治療費等の直接損害に限定しているが、控訴人ファイターズが、試合中にファウルボールが観客に衝突する事故の発生頻度や傷害の程度等に関する情報を保有し得る立場にあり（甲 3 9、乙イ 6 5、乙ハ 1 ないし 5）、ある程度の幅をもって賠償額を予測することは困難ではなく、損害保険又は傷害保険を利用することによる対応も考えられることからすれば、このような対応がないまま上記の条項が本件事故についてまで適用されるとすることは、消費者契約法 10 条により無効である疑いがあり、この点に関する控訴人ファイターズの主張は採用することができない。」



### （e）小評

札幌地裁は、まず約款 13 条 1 項の部分は責任の相当部分を一方的に免責するもので信義に反し無効であると、次に 1 項但書の場合を規定する 2 項について、工作物の瑕疵により無過失の観客に深刻な身体障害を残す傷害が生じている場合に、2 項を援用して賠償範囲を直接損害に限定することは権利の濫用に当たり許されないとした。

札幌高裁は、約款中の免責条項は、観客側がその条項を現実了解しているか、又は了解があったものと推定できる状況になれば、合意が成立したとはいえないとし、本件においては観戦チケットの裏面に小さな文字で記載された注意事項の中に観戦マナーに関連して引用されていたから、そのような了解があったとは認められないとして、免責合意の成立を否定した。また傍論において、仮に合意が成立しているとみた場合にも、より容易に回避措置を講じられる球団側がそれをせず免責条項で責任を免れようとするのは、消費者契約法 10 条により無効となる疑いがある、と述べた。

### （7）東京地判平成 9・2・13 判時 1627 号 129 頁

最後に、スポーツクラブの濡れた廊下で転倒して負傷した会員がクラブを訴えた事件を紹介する。本件は、スポーツ固有の危険によって損害が生じたのではなく、スポーツに付随する行動が原因で事故が起きた事案であるが、免責合意に関する判断が示されている点において、参考になる部分がある。

#### （a）事案の概要

原告 X（55 歳、男）は、被告 Y の運営するスポーツ施設の会員であったが、プールで行われた水中体操に参加した後、他の参加者に後れて廊下を通過した際、その廊下に溜まった水（他の利用者から滴り落ちた水滴が溜まったもの）に滑って転び重傷を負った。X は、工作物責任に基づいて Y に損害賠償を請求した。裁判所は、廊下にすのこを敷くなどして危険を防止する必要があったとして、設置又は保存の瑕疵を認め、被告に損害賠償を命じた。但し、X は床に水が溜まっているのに気づきながらそれをよけずに漫然と歩行した点に過失があるとして、4 割を減額した。

#### （b）注意義務の内容

一般的に、不特定の者を営業目的で自己の施設に集集させる者（ショッピングセンターなど）は、信義則上、来集者の安全に配慮すべき義務を負い又は施設の安全性を確保する必要がある<sup>(27)</sup>。例えば商店は、客が滑りやすい床で滑らないよう、滑りづらい床材を用いるとか、雨水・氷・他の客がこぼした飲料などをこまめに拭き取るとか、マットを敷くなどしなければならない<sup>(28)</sup>。もっともこれら転倒事例では、過失相殺がなされることが多く、通行者側にも、明らかに濡れた床は注意して歩く、あまりにすり減った靴は履かない、氷結した

通路は通らないなど、一定の注意が必要である。

(b) 免責合意の内容と方法

Xは、スポーツクラブに入会する際、「私は……別紙クラブ会則……を承認の上、入会を申し込みます」と印刷された入会申込書をYに提出していた。クラブ会則25条1項は、「本クラブ利用に際して、会員本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社側に重過失のある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。」と規定していた。

(c) 免責合意の内容と方法

「三 免責特約（抗弁1）について

1・2 ……（省略：上記(c)で説明した内容）……

3 右事実に基づいて考えると、原告は、本件スポーツクラブの入会に際し、被告との間で、本件スポーツクラブの会員資格、本件施設の利用等に関する具体的な内容は本件会則の定めによることを承認する旨の包括的な合意をしたものといえることができるが、本件会則が被告によって一方的に定められ、多数の会員に統一的に適用されるべき定型なものであること、原告に限らず、入会を申し込む者は、本件スポーツクラブの管理、運営上必要、かつ、相当な内容のものが定められているはずであると考えて右のような包括的な合意をするのであり、このような期待ないし信頼について保護されるべき正当な利益を有するものといえることにかんがみると、右包括的な合意の具体的な内容を確定し、その法的効力を肯定するに当たっては、次の点に注意すべきである。まず、本件会則の意味内容が一義的に明確に決まっていなため、その条項を解釈する必要がある場合には、個々具体的な契約当事者の立場から入会に際しての個別具体的な事情を考慮したり、あるいはあたかも法令の解釈に当たって立法者の意思をしんしゃくするように作成者である被告の意思をしんしゃくして当該条項を解釈すべきではなく、一般的、平均的な入会申込者ないし会員にとって予期可能であり、かつ、合理的に理解することができる内容のものとして客観的、画一的に当該条項を解釈すべきである。次に、本件会則の条項の意味内容が確定している場合においても、その内容が合理性を備えている場合に限り、会員の具体的な知不知を問わず、会員に対する法的効力を有するものであり、そのような合理性を備えていないときには、当該条項は会員に対する法的効力を有しないものと解するのが相当である。そして、本件会則の規定の内容が、会員資格取得の手續、本件スポーツクラブの管理、運営に関する事項を定めるものである場合には、公序良俗に反するものでない限り、原則として右の合理性を肯定することができるが、契約当事者としての基本的な権利義務又は不法行為による損害賠償請求権に関する権利義務について定めるものである場合には、そのように定める目的の正当性、目的と手段、効果との間の権衡等を考慮して右の合理性を備えるものであるか否かを判断するのが相当である。

4 本件規定は、『本クラブの利用に際して、会員本人または第三者に生じた人的・物的事

故については、会社側に重過失のある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。』旨定めているのであるから、文言上は本件施設内で被告の軽過失により生じた一切の債務不履行及び不法行為につき被告の損害賠償責任を免除する趣旨であるかのように読む余地が全くないわけではない。

しかし、一般的、平均的な入会申込者ないし会員にとって予期可能であり、かつ、合理的に理解することができる内容のものとしては、スポーツ活動には危険が伴うから、会員自ら健康管理に留意し、体調不良のときには参加しないようにすべきであること、あるいは本件施設に現金、貴重品を持ち込まないようにすべきであり、持ち込むときには自らの責任において管理すべきであること、したがって、会員自らの判断によりスポーツ活動を行い、あるいは本件施設に現金、貴重品を持ち込んだ結果、身体に不調を来し、あるいは盗難事故に遭ったときには、被告に故意又は重過失のある場合を除き、被告には責任がないこと、以上のように理解するものと考えることができる。すなわち、社会通念上、普通の知識、経験を有する成年の男女がスポーツ活動を行う場合には、スポーツ活動そのものに伴う危険については、通常予測される範囲において、スポーツ活動を行う者がこれを自ら引受けてスポーツ活動を行うものと考えられているのであり、本件規定は、このような社会通念を踏まえて、スポーツ施設を利用する者の自己責任に帰するものとして考えられていることについて、事故が発生しても、被告に故意又は重過失のある場合を除き、被告に責任がないことを確認する趣旨のものと解するのが相当である。

本件施設の設置又は保存の瑕疵により事故が発生した場合の被告の損害賠償責任は、スポーツ施設を利用する者の自己責任に帰する領域のものではなく、もともと被告の故意又は過失を責任原因とするものではないから、本件規定の対象外であることが明らかであるといわなければならない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、抗弁1（三）の主張は理由がない。」

#### （d）小評

本件判決は、約款の解釈手法を用いて、①会員規約の内容が一義的に定まっていなかったときは、平均的な会員が合理的に理解する意味内容に定めるべきであり、②一義的に定まれているときも、内容が不合理であれば無効となる、との理論を示した。その上で、「会社は一切損害賠償の責を負わないものとする。」と定める本件規約は内容が一義的に明らかでないとし、体調不良や貴重品の盗難など、いわゆる自己責任に帰すると考えられる損害につき会社に賠償を請求できない旨を定めたものと解すべきとした。

## II 検討

### 1 免責合意に関する裁判例の特徴

以上の裁判例を、まとめると以下ようになる。

①富山地判平成 6・10・6 判時 1544 号 104 頁

事案	スポーツクラブのプールで溺水して死亡。
固有の危険	溺水
注意義務の内容	常時監視・迅速救護義務
免責合意の方法	会員規約に免責条項、規約遵守の誓約書に署名捺印
免責合意の内容	故意・重過失によるものを除く一切の賠償責任の免除
裁判所の判断	合意不成立（仮に成立していたとしても、公序良俗に反し無効）

②浦和地判平成 10・9・25 判時 1673 号 119 頁

事案	ダートトライアル練習中に事故車に同乗して死亡。
固有の危険	車両の衝突・転倒・コース逸脱
注意義務の内容	コースの安全性を確保すべき義務
免責合意の方法	免責合意書に署名捺印
免責合意の内容	一切の責任免除
裁判所の判断	不明

③東京地判平成 15・10・29 判時 1843 号 8 頁

事案	自動車レース前の予備走行中の事故で重傷。
固有の危険	車両の衝突・炎上
注意義務の内容	予備走行中に先導車を適切な速度で走行させる義務、 消火・救護義務
免責合意の方法	競技規則に免責条項、規則遵守と免責を約束する誓約書に署名捺印
免責合意の内容	一切の責任免除
裁判所の判断	公序良俗に反し無効

④東京地判平成 13・6・20 判タ 1074 号 219 頁

事案	スクーバダイビングの講習中に海で溺水して重傷。
固有の危険	溺水
注意義務の内容	監視・救護義務
免責合意の方法	免責合意書に署名捺印
免責合意の内容	一切の責任免除

裁判所の判断 公序良俗に反し無効

⑤大阪地判平成 12・12・14 判例集未登載（平成 10（ワ）9173）

事案 スクーバダイビングのツアー中に海で溺水して死亡。  
 固有の危険 溺水  
 注意義務の内容 監視・救護義務  
 免責合意の方法 免責合意書に署名捺印  
 免責合意の内容 一切の責任免除  
 裁判所の判断 公序良俗に反し無効

⑥札幌地判平成 27・3・26 裁判所 HP・札幌高判平成 28・5・20 裁判所 HP

事案 野球観戦中にファウルボールに当たり重傷。  
 固有の危険 ファウルボールに当たること  
 注意義務の内容 フェンスや防球ネット等の安全設備を設置すべき義務  
 免責合意の方法 競技規則に免責条項、規約遵守の誓約書に署名捺印  
 免責合意の内容 (i) 帰責事由のない場合は、一切の責任免除  
 (ii) 帰責事由のある場合は、故意・重過失がない限り責任範囲を直接

損害に限定

第一審の判断 (i) は公序良俗に反し無効  
 (ii) の援用は権利濫用

控訴審の判断 合意不成立（仮に成立したとしても、②は消費者契約法 10 条により無効となる疑いがある。）

⑦東京地判平成 9・2・13 判時 1627 号 129 頁

事案 スポーツクラブの廊下で滑って負傷。  
 固有の危険 ——  
 注意義務の内容 利用者が廊下で滑らないようにする義務  
 免責合意の方法 会則に免責条項、会則遵守の誓約書に署名捺印  
 免責合意の内容 重過失のある場合を除く一切の責任免除  
 裁判所の判断 免責範囲の限定解釈

これらの裁判例には、以下のような特徴がある。

第一に、被害者が行っていた、あるいは見ていたスポーツは、溺水（裁判例①④⑤）、自

自動車事故（裁判例②③）、硬式球の衝突（裁判例⑥）など、死や重傷を招く深刻な危険を内包している。

第二に、事故は、スポーツクラブ内の施設（裁判例①⑦）、自動車レース場（裁判例②③）、ダイビングスクールの選定した海域（裁判例④⑤）、野球場（裁判例⑥）など、被告の支配領域で発生している。

第三に、競技場の安全施設の設置（裁判例②③⑥）、ダイビング初心者への指導（裁判例④⑤）など、安全確保に専門知識や多額の投資を必要とする場合がある。

第四に、免責合意の方法としては、会員規則等に免責条項を入れておき契約時に規則の遵守を約束させる方法（裁判例①③⑥⑦）と、契約時に免責文言を含む宣誓書に署名捺印させる方法（裁判例②④⑤）とがある。

第五に、免責内容としては、全部免除（裁判例②③④⑤）が多いが、故意・重過失による場合を除外するもの（裁判例①⑦）や賠償範囲を直接損害に限る（裁判例⑥）一部免除もある。

第六に、すべての事件において免責の効力が否定されているが、その法律構成としては、公序良俗違反により無効とするもの（裁判例③④⑤⑥）が多く、その他に、免責合意を不成立とするもの（裁判例①⑥）や、限定解釈により当該責任を免責対象外とするもの（裁判例⑦）がある。

## 2 若干の考察

上記において検討したように、免責合意の効力はすべての裁判例において否定されていたが、なぜそうなったのか。主要な要因は、上記裁判例の特徴で示したとおり、免責合意の方法と内容が不合理である点にあると解される。

免責合意の方法の不合理性としては、①生命・身体に重大な影響を及ぼす合意なのに、会員規則に入れておいただけなど、利用者が、危険や免責の内容を十分に知らされていないこと、②レース参加契約やダイビングの受講契約など、免責に同意しなければ契約を締結しない、という形で免責合意を半ば強制していること、などの要因があげられる。

免責合意の内容の不合理性としては、③安全確保のために専門知識や多額の投資が必要であったり、提供者側の支配領域に危険が存在するため、被害者による自衛が非常に困難であり、免責合意を有効としてしまうと利用者の生命・身体が事実上無防備状態になること、④サービス提供者側は利益を得る一方で利用者側には不利益しかないとか、免責範囲が過大であるなど、一方的な内容であること、などの要因があげられる。

しかし逆に言えば、これらの不合理性がなければ、免責合意が有効とされる場合もありえるのではなからうか。つまり、まず合意の方法として、①利用者が、危険と免責の内容につき適切な説明を受け、十分に考慮した上で合意し、かつ②契約自体に強制的な側面がないこ

と、が必要である。そして合意内容として、③一方的にサービス提供者側を利するのでない、合理的な内容であり、かつ④利用者が十分に自衛可能であるなど、利用者の生命・身体が無防備状態にならないこと、が必要である。これら①～④の条件を満たせば、免責合意も有効となりうるのではないか。

このような、他人による保護を諦めるかわりに、他の何らかの利益を得ようとする決定は、自己の生命・身体に関する自己決定の一種ともいえる。国家は、国民の生命・身体の保護に重大な公益を有しており、たとえ本人の真摯な同意があっても（なければなおさら）、生命・身体の不合理な侵害・危殆化は許さない。しかしそもそも、人の生命や身体は本人のもの、つまり人は自分の生命・身体をどうするか決定権をもつはずで、もしその生命や身体処分に合理的な理由があり、かつ本人がそれを真摯に求めるのであれば、国家があえてその自己決定を覆してまで処分を禁止する理由はない。安楽死や尊厳死、宗教的理由による治療拒否なども、このような原理で認められるのである。これと同様に、スポーツの参加者が、免責することに合理的な理由があり、かつ本人がそれを真摯に求めるのであれば、たとえそれによって免除者の生命・身体が危険にさらされたとしても、なおこれを有効とすべきなのである。

このように、免責合意を有効とするためには、まず、インフォームド・コンセントにも似た説明と同意が必要であろう。つぎに、合意内容自体が合理的なものでなければならない。この合理性は、その免責合意が、それにより利用者の生命・身体に及ぶ危険性と、それに利用者が得られる何らかの利益の、比較考量により判断されることとなる。

免責合意により利用者の生命・身体にどの程度の危険が生じるかは、免責範囲（全部免責か一部免責か）のほか、利用者がどの程度自衛できるかに大きく影響される。例えば、ダイビングスクールの指導に関する過失責任や、レース場の消火救護に関する過失責任などの免責は、自衛はほとんど不可能であり、ただちに受講生や競技者の生命の危険を招くため、優越利益を認めるのは困難であろう。それに対して、野球観戦の場合は、フェンスや防球ネット等のあるエリアの座席を選択したり、できるだけ打席から遠い座席を選択したりして、自衛することはできる。プールでの危険の一部（飛び込み失敗して頭を打つ、排水溝にはまる、プールサイドで転ぶなど）も、自衛することはできる。利用者の支配領域にある危険（例えば体調、服装・装備、用具など）についても、一般には自衛可能であろう。また、そもそもスポーツに参加しないこと自体もひとつの自衛策ともいえるかもしれないが、例えば高校の授業の必須科目に指定されていれば、参加せざるをえないから、参加回避による自衛は不可能である。さらに、治療費や逸失利益など金銭的な問題に限れば、保険に加入することも、ある種の自衛といえるかもしれない。

次に、免責合意により得られる利益には、どのようなものがありうるか。第一に、ボランティアの奨励がありえる。例えば、スポーツ少年団などのコーチを頼む場合に、子供の監護

につき責任がもてないとの理由から拒否されているときに、免責を与えてコーチに就任してもらう、などである。第二に、冒険的要素の強いスポーツにおいて他人のサポートをうけること、がありえる。例えば冬山登山などでは、小さなミスが人の死を招きかねないから、責任を恐れて登山に協力する者がいなくなるかもしれない。もし必要な人員が得られないまま登山したなら、協力者の責任を免除した場合よりもかえって危険かもしれない。第三に、利用者に危険防止をさせた方が、サービス提供者に危険防止をさせるよりも、防止費用が低廉である場合である。例えば、自然の危険（雷、日光、潮流、なだれ、動物など）については、利用者側にその危険を負担させた方が費用の点で合理的であり、かつ利用者が自衛可能であれば、利用者側に転嫁することもできるかもしれない。

### おわりに

以上のように、本稿では、いくつかの裁判例を検討し、裁判所が免責合意の効力を認めなかった実質的な理由を探り、それをもとに免責合意の効力が認められる条件について考えた。その結果、それらの裁判例が免責の効力を否定したのは、合意の方法について、①利用者が危険や免責内容を十分に了解していないこと、②押し付け的な要素があること、合意の内容について、③利用者の生命・身体が無防備状態になること、④提供者側が一方的に有利であるなど内容に合理性がないこと、などの要因によるものだと分かった。その上で、それなら反対に、利用者が、①適切な説明を受けて危険と免責内容を十分に理解した上で、②強制されることなく自由な意思で、③合理的な内容の合意をし、かつ④それによって利用者の生命・身体が無防備状態とならない場合には、免責合意の効力を認めて良いのではないかと論じた。そして、免責合意が有効と認められる可能性のある場合として、(i) ボランティア、(ii) 冒険的スポーツ、(iii) 利用者の損害防止費用の方が低廉である場合、があるのではないかと述べた。

次稿では、半強行法の理論、公序良俗理論、消費者契約法 8 条及び 10 条に関する学説の状況を検討して、これら三種の免責合意が、理論的に有効となりうるかどうかを検討していくことにする。

### 注

- (1) 例えば、河上正二「消費者契約における不当条項の現状と課題（横断的分析）」消費者契約における不当条項研究会『消費者契約における不当条項の横断的分析 [別冊 NBL128]』（商事法務、2009 年）2 頁（「消費者契約においてすでに規定があるにもかかわらず、『人身損害に対する責任制限条項』、『債務の履行責任の減免条項』、『履行補助者の好意についての免責条項』などは、必ずしも解釈上の



帰結が明らかでないこともあって、なお数多く利用されている。」、日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PT編著『スポーツ事故の法務：裁判例からみる安全配慮義務と責任論』（創耕舎、2013年）（以下、日弁連『スポーツ事故の法務』と略す）14頁（「危険を伴うスポーツイベントや活動に参加する場合（スポーツクラブへの入会、施設・用具の使用、マラソン大会等競技への参加など）に、予め指導者や主催者側の過失責任を免責するという免責約款・免責同意書が作成されることがある。」）、井上洋一＝小笠原正＝川井圭司＝森浩寿＝齋藤健司＝諏訪伸夫『導入対話によるスポーツ法学〔第2版〕』（信山社、2007年）301-302頁（スポーツクラブへの入会、マラソン大会への参加、スキーの競技参加や用具使用に際する例を挙げる。）、山西哲郎「スポーツにおける健康診断書・誓約書の現状と課題ーランニングとトライアスロンに関してー」日本スポーツ法学会年報6号108-109頁（1999年）（わが国の市民ランニング大会は、「六四の大会中、四九が誓約書を要求している。健康診断書の要求はほとんど見られないのに対し、誓約書の要求は多い。」）、山田二郎「スポーツ事故と違法性阻却」日本スポーツ法学会年報6号97-98頁（1999年）（マラソン大会、登山、ダイビング、プール等の管理者を挙げる）など。

(2) 例えば、日弁連『スポーツ事故の法務』15頁〔酒井俊皓〕（スポーツ一般について、裁判例を引用した上で、「以上のとおり、免責同意書の効力は、一般には認められていない。」とする）、同書124-125頁〔林朋寛〕（ダイビングについて、「消費者契約法の適用上は、免責同意書は信義則違反の条項として無効（消費者契約法10条）とされるか公序良俗違反（民法90条）として無効となると考えるべきであろう。……したがって、ダイビング事業としては、免責同意書をダイビング参加者に書かせたからといって免責になるものではないと考え、慎重にダイビング事業を行うべきである。」）、中田誠『商品スポーツ事故の法的責任』（信山社、2008年）68-69頁、菅原哲朗『スポーツ法危機管理学』（エイデル研究所、2005年）62-63頁、河村浩「スクーバダイビング事故をめぐる法的諸問題」判タ1074号70頁（2002年）（「ダイビング中に生じた生命・身体侵害を伴う事故に関するかぎり、免責同意書の効力は、ガイドダイバーないしインストラクターに軽過失があるにすぎない場合であったとしても、一切認められないという結論になる。」）、（シンポジウム）「スポーツにおける紛争と事故」日本スポーツ法学会年報2号（1995年）125頁〔山田二郎発言〕（『責任を負いません』という契約、書類を出させていても、それは指導者等に安全配慮義務違反があった場合には免罪符にはならない。それが現在の扱いではないか。私もそのように理解している。」）など。

(3) 星野英一『民法概論Ⅲ（債権総論）〔補訂版〕』（良書普及会、1984年）61頁、潮見佳男『債権総論Ⅰ〔第2版〕』（信山社、2003年）415頁、加藤雅信『新民法体系（3）債権総論』（有斐閣、2005年）168頁（但し一部例外を認める。）など。

(4) 井上洋一「スポーツにおける違法性阻却ーアメリカの免責事例からー」日本スポーツ法学会年報6号90頁（1999年）、鈴木モモ子「アメリカのスポーツ事故判例におけるWaiver Formについて」日本スポーツ法学会年報2号157-159頁（1995年）など参照。

- (5) 日弁連『スポーツ事故の法務』・前掲注(1)68頁。
- (6) 本件富山地判平成6・10・6。
- (7) 日弁連『スポーツ事故の法務』・前掲注(1)72-73頁。
- (8) 日弁連『スポーツ事故の法務』・前掲注(1)75頁。
- (9) JAFのHPでは、「まるでラリーのスペシャルステージを見るような醍醐味あるモータースポーツ」  
「滑りやすいダート(未舗装)路面でのタイムアタックはレースや他の舗装路面で行われる競技とは、  
テクニックや見た目の迫力がまったく異なります。ダート路面をスライドさせながらコーナーをクリアしていきその様は迫力満点です。」などと紹介されている。JAF(日本自動車連盟)HP参照。  
<<http://www.jaf.or.jp/msports/national/dirt/>>
- (10) 本件浦和地判平成10・9・25。
- (11) 本件浦和地判平成10・9・25。
- (12) F1レースなど、多くの自動車レースでは、競技車両がスタートラインに静止してからスタート信号によってスタートするというスタンディングスタート方式が採用されているが、GTレースでは、競技車両が先導車に追従しながらゆっくりと1周して走行(ローリング)しながら2列縦隊に隊列を整え、隊列を整えた走行をしたまま、先導車がコースを離脱してスタート信号により加速スタートするというローリングスタート方式が採用されている。秋山誠「免責同意書の有効性 富士スピードウェイレース事故」日本スポーツ法学会年報11号108頁(2004年)参照。
- (13) 本件東京地判平成15・10・29。
- (14) 本件東京地判平成15・10・29。国際モータースポーツ競技規則付則H項によれば、「発火しやすいと考えられる事故発生後、サーキットのいかなる地点にあっても消火要員はおよそ一五秒以内に現場に到着し、車両の運転席を取り片付けるための適切な処置をとることができなければならない。(第一緊急消火処置)」「事故発生後およそ三〇秒以内に機動性を有する消火装置は火災を完全に消火する装備をもって現場に配置されなければならない。(第二緊急消火処置)」、「手動消火器に一名の操作員をつけトラックの両側に三〇〇m間隔で各一台を設置しなければならない。これは容認される最大間隔である。トラックの両側を使用することが不可能であったり、あるいは実際的でない場合には、すべて片側のみで使用してもよい。この場合には、消火器操作員の間隔は最大一五〇mとする。手動消火器(操作員をつけない)を五〇m間隔で配置することが推奨される。」と規定されていた。
- (15) 秋山・前掲注(12)109-110頁参照。なお、現在のJAFの国内競技規則については、<<http://www.jaf.or.jp/msports/rules/fr/index2.htm>>参照。現在は「このことは事故が主催者または大会関係役員の手違いなどに起因した場合であっても変わりありません。」などの文章は削除されたようである。
- (16) 河村・前掲注(2)59頁。
- (17) 東京地判平成13・6・20。また、日弁連『スポーツ事故の法務』・前掲注(1)122頁以下[林朋寛]

も参照（「ダイビング中に事故が起こると、被害者が死亡する結果が生じる危険が大きい。死亡等の取り返しのつかない重大な結果の生じる危険性が内在されているのであるから、その危険の回避に影響力のある立場にある者は、その危険に応じて重い注意義務が課されることは常識に照らして当然だと考えるべきである。」）。

(18) 日弁連『スポーツ事故の法務』・前掲注(1)123-124頁。

(19) 東京地判平成13・6・20。なお、スクーバダイビングをするためには、通常、潜水時に使用するタンクが必要であるが、日本国内の海岸でタンクを借りるためには、Cカードと呼ばれるカードが必要である。従って、個人がスクーバダイビングをするためには、事実上、このカードを取得するほかない。同カードを発行する国際的なダイビング指導団体としては、PADI (Professional Association of Diving Instructors: パディ) やBSAC (British Sub Aqua Club) 等が知られており、これらの団体が一定の試験を実施した上で認定するインストラクター資格をもつ者が、スクーバダイビングの講習会を実施し、その講習に参加して合格した者にCカードが発行されるしくみである。講習の過程は、一般的には、インストラクターが実施する、学科講習、プール実習、海洋実習の三段階に分かれ、各課程でインストラクターが一定以上の成績を修めたと認めない限り次の課程に進めない。中田『商品スポーツ事故の法的責任』・前掲注(2)52頁。

(20) 判タ1074号219頁冒頭解説部分。

(21) 河村・前掲注(2)61-62頁、中田誠『ダイビング事故とリスクマネジメント』(大修館書店、2002年)76、82頁、中田誠『ダイビングの事故・法的責任と問題』(杏林書院、2001年)123頁に紹介がある。

(22) 本件札幌高判平成28・5・20。

(23) 本件札幌地判平成27・3・26、及び本件札幌高判平成28・5・20。

(24) 安達敏男=吉川樹士「判批(札幌地判平成27・3・26)」79頁は、札幌地裁判決と仙台地裁判決(後掲注25)とを比較したものではあるが、同様にこのような区別を説いている。

(25) 本件同様に観客がファウルボールに当たって負傷した事件として、仙台地判平成23・2・24裁判所HP、その控訴審である仙台高判平成23・10・14(平成23年(ネ)第169号損害賠償請求控訴事件)LEX/DB25473536がある。同事件において観客は、3塁側内野席C-14列-5番に座っていたが、売り子からビールを購入してコップホルダーに置いた後、顔を上げた瞬間にファウルボールに当たって負傷した。両判決ともに、球場側には一定の安全確保の義務又は必要があり、バックネットや内野席フェンスを設けるのは当然であるとしつつも、臨場感をプロ野球観戦の本質的要素と捉えた上で、過剰な安全設備は臨場感を損なうことになるから妥当でなく、安全設備のない場所に座った観客には相当の注意をすることが要請されると説いて、請求を退けている。これらの判決は、安全・臨場感均衡型といえるであろう。

(26) 「第13条(責任の制限)

主催者及び球場管理者は、観客が被った以下の損害の賠償について責任を負わないものとする。但し、

主催者若しくは主催者の職員等又は球場管理者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

- (1) ホームラン・ボール、ファール・ボール、その他試合、ファンサービス行為又は練習行為に起因する損害
- (2) 暴動、騒乱等の他の観客の行為に起因する損害
- (3) 球場施設に起因する損害
- (4) 本約款その他主催者の定める規則又は主催者の職員等の指示に反した観客の行為に起因する損害
- (5) 第6条の入場拒否又は第10条の退場措置に起因する損害
- (6) 前各号に定めるほか、試合観戦に際して、球場及びその管理区域内で発生した損害

2 前項但書の場合において、主催者又は球場管理者が負担する損害賠償の範囲は、治療費等の直接損害に限定されるものとし、逸失利益その他の間接損害及び特別損害は含まれないものとする。但し、主催者若しくは主催者の職員等又は球場管理者の故意行為又は重過失行為に起因する損害についてはこの限りでない。

3 観客は、練習中のボール、ホームラン・ボール、ファール・ボール、ファンサービスのために投げ入れられたボール等の行方を常に注視し、自らが損害を被ることのないよう十分注意を払わなければならない。」

<[http://npb.jp/npb/kansen\\_yakkan.html](http://npb.jp/npb/kansen_yakkan.html)>

(27)大阪高判平成13・7・31判時1764号64頁(21歳女性が水拭きで濡れたコンビニの床で転倒した事件。大阪高裁は、コンビニ経営者には「不特定多数の者を呼び寄せて社会的接触に入った当事者間の信義則上の義務として、不特定多数の者の通常ありうべき服装、履物、行動等、例えば靴底が減っていたり、急いで足早に買い物をするなどは当然の前提として、その安全を図る義務がある」として損害賠償責任を認めた。)、岡山地判平成25・3・14判時2196号99頁(71歳女性が、ショッピングセンターのアイスクリーム店の前に落ちていたアイスクリームに滑って転倒した事件。岡山地裁は「本件店舗のようなショッピングセンターは、年齢、性別等が異なる不特定多数の顧客に商品を選択、購入させて利益を上げることが目的としているのであるから、不特定多数の者を呼び寄せて社会的接触に入った当事者間の信義則上の義務として、不特定多数の者の日常のあり得べき履物、行動等、例えば買い物袋を載せたショッピングカートを押しながら歩行するなどは当然の前提として、その安全を図る義務がある。」と述べて損害賠償責任を認めた。)、札幌地判平成11・11・17判時1707号150頁(ショッピング・モールの屋外の氷結した階段で転倒した事件。札幌地裁は、ビルの所有者と管理者には「多数の顧客の出入りが予想されるのであるから、利用する顧客に対し、安全性の確保された施設を用意し、あるいは施設の安全性を確保するように管理して本件建物を商業施設として提供する注意義務がある」と述べて損害賠償責任を認めた。)など。

(28)上掲注(27)に掲げた裁判例のほか、東京高判平成26・3・13判時2225号70頁(57歳女性が銀行の足拭きマットで滑って転倒。損害賠償責任を肯定。)